

声 明

(被害者救済に向けた与野党の法案について)

2023 (令和5) 年11月29日

全国統一教会 (世界平和統一家庭連合) 被害対策弁護士

上記弁護士 弁護士 村越 進

同 副団長 弁護士 内田 信也

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹

同 副団長 弁護士 塚田 裕二

同 副団長 弁護士 荻原 典子

同 副団長 弁護士 植田 勝博

同 副団長 弁護士 山田 延廣

同 副団長 弁護士 平田 広志

同 事務局長 弁護士 山口 広

外341名

- 1 現在、国会に、旧統一教会による被害者救済に向けた法案が提出され、審議されています。最前線で被害者の法的救済に取り組む当弁護士は、まずそのこと並びに関係者のご尽力に感謝いたします。

被害者救済は、長年にわたり旧統一教会による違法行為とその被害を放置してきた社会全体の責務です。同時に、多くの国会議員が旧統一教会と関係を有してきた事実は無視し得ないものであり、被害者救済のための法整備は国会自身の責務でもあると考えます。

現在、自由民主党・公明党・国民民主党と立憲民主党・日本維新の会からそれぞれ法案が提出され真剣な議論が行われていますが、法律実務を担う当弁護士としては、両案とも積極面を有するとともに、不十分な点も存するものと考えています。両案は必ずしも排斥し合うものではなく、両案の積極面を生かし、不十分な点を補うような建設的な議論と協議を期待します。何よりも、事柄の性格上、意見が分かれて賛成多数で採決するようなことは決して好ましいことではなく、

被害者救済が社会と国会の総意であることを示すためにも、全会一致で法律を制定していただくことを切望するものです。

- 2 当弁護団は、被害者救済の実効性ある法案とするためには、財産保全の特別措置法により、少なくとも旧統一教会の財産を一定の範囲限度において保全することが必要不可欠であると考えます。

それを被害者による民事保全手続に委ねることは、被害者一人一人にとって過大な負担となり余りにも酷です。被害者が高額な担保金を用意できるはずもなく、不可能を強いることにもなりかねません。また、様々なハードルを乗り越えて裁判所により保全が認められたとしても、押さえられるのはごく一部の財産にとどまるのであり、被害者救済の実効性として乏しいものにならざるを得ません。

加えて、将来、旧統一教会に対する解散命令が確定した段階で初めて脱会を決意し、ようやく被害者として声を上げられるようになる方も相当数出てくるものと思われませんが、その時点で財産が散逸していれば、そのような将来現れる被害者は一切救済されないことにもなりかねません。

- 3 立憲・維新の法案は包括的な財産保全を可能にするものですが、自民・公明・国民民主側からは、憲法の保障する信教の自由への抵触や、具体的にどのような処分ができるのか等が条文上明確でないため裁判所が決定を出せず、むしろ実効性に欠けるのではないかとの懸念の声が上がっています。他方、自民・公明・国民民主の法案については、なお被害者個人による民事保全手続に委ねる案となっており、上述のとおり、被害者救済の実効性に乏しい結果となりかねないものです。

そこで、これらを乗り越える方策として、例えば、立憲・維新の法案をベースにした上で、管理人の権限を条文上明確化したり、管理の対象を重要な財産処分行為（海外送金・不動産の処分等）に限定したり、管理の対象から日常的な財産処分行為を外したり、保全の範囲を一定額又は一定割合に限定したりすることが考えられます。

また、まずは所轄庁が財産状況についての報告を求め、必要に応じて裁判所が選任した調査委員（仮称）に財産状況を調査させ、財産散逸の恐れが認められた場合には、裁判所が更に監督委員（仮称）を選任し、重要な財産処分行為に監督

委員の同意を要するとし、それでも実効性がない場合には包括的に財産保全を認める、というような段階的な仕組みにすることも考えられます。

これらの修正に加えて、財産保全は、今回のように所轄庁が解散命令請求を行った場合にのみ申立てができるとすれば、健全な宗教法人に対して利害関係人によって濫用的に行使される恐れもありません。

4 立憲・維新の法案については、宗教活動を直接規制するものではなく信教の自由や財産権に抵触しないとする憲法の研究者の見解も表明されています。

当弁護団の上記案も参考にさせていただいて、抽象的な議論に終始せず具体的に検討を進めていただければ、憲法上の疑義を生じさせることも健全な宗教法人に無用な不安を抱かせることもないはずです。靈感商法、高額献金の被害者のみならず、家族被害、二世被害者なども含めた、この問題の全被害者の救済のために、実効性の確保された必要最小限の制度を整備する法案について、全会派の合意を得ることは必ず可能であると信じます。

そのために、時間は限られていますが、国会議員、法制局、関係省庁、憲法や宗教法の研究者など関係者の皆様が、立場を超えて叡智を結集し、今国会において被害者救済の実効性を有する財産保全の特別措置法を是非とも成立させていただきまますよう、心よりお願い申し上げます。

以上